

○交通事故事件特別研修実施要綱の制定に

ついて (平成14年3月20日
岩交通第12号警察本部長
岩警務第22号)

各 部 長

各 所 属 長

近年の交通情勢の変化に的確に対応するため、事件に強い交通警察の確立を目指した諸施策を推進しているところであるが、その一環として、交通事故事件捜査の中核となる高度な捜査技術と強固な執行力を備えた優れた交通事故事件捜査官の育成を目的とした「交通事故事件特別研修実施要綱」を別添のとおり制定し、平成14年4月1日から実施することとしたので、効果的な運用に特段の配慮をされたい。

別添

交通事故事件特別研修実施要綱

第1 目的

この要綱は、適正な交通事故事件捜査を推進するため、原則として交通部門に所属する捜査員の中から交通事故事件特別研修員（以下「研修員」という。）を選抜し、組織的、計画的な研修を行なうことによって、科学的、専門的な捜査技術と執行力を習得させるための必要な事項を定め、将来、交通事故事件捜査の中核として新しい交通社会に対応できる優れた捜査官を育成することを目的とする。

第2 研修の基本方針

この研修は、研修員に対し、実務を通じて現場見分や取調べの要点等基本的捜査技術をはじめ、ひき逃げ事件、多重事故、交通特殊事件の捜査要領等、交通社会の進歩に伴って発生する複雑多岐な交通事故事件に的確に対応できる高度な捜査手法を体系的に研修体得させ、もって、交通事故事件捜査の中核となる捜査官を育成することを基本方針とする。

第3 委員会の設置

- 1 研修員の適正な選考及び研修の効果的な運営を図るため、警察本部に「交通事故事件特別研修運営委員会」（以下「委員会」という。）を置く。
- 2 委員会は、委員長及び委員をもって組織し、その構成員は次のとおりとする。

- (1) 委員長 交通部長
- (2) 副委員長 交通部参事官兼交通企画課長
- (3) 委員 警務部参事官兼警務課長
交通部参事官兼運転免許課長
交通部交通規制課長
交通部交通指導課長

3 委員会は、次に掲げる事項について審議する。

- (1) 研修員候補者の選考に関する事。
- (2) 研修内容、研修方法等研修の運営に関する事。
- (3) その他委員長が必要と認める事項

4 委員会は、委員長が必要に応じて招集し、議事を主催する。ただし、委員長に事故ある時は、副委員長がその職務を代行するものとする。

5 委員会の庶務は、交通部交通指導課において行なう。

6 その他委員会の運営に関し、必要な事項は委員長が定める。

第4 研修員候補者の選考

1 委員会は、原則として交通部門に所属する捜査員の中から、別表に掲げる交通事故事件特別研修員候補者選考基準に基づき、研修員候補者を選考するものとする。

2 前項の選考は、交通事故事件特別研修員候補者調査票（別記様式第1号）を作成し、選考対象となる者の所属長意見を参考にして、書面審査、面接審査等により行なうものとする。

第5 研修員の選抜

1 委員長は、研修員候補者を選考したときは、本部長の承認を得て交通事故事件特別研修員候補者名簿（別記様式第2号。以下「研修員候補者名簿」という。）に登載するものとする。

2 委員長は、前項の研修員候補者を警務課長に通知するものとする。

3 研修員候補者名簿登載の有効期限は、登載の日から1年とする。

第6 研修期間、人員及び研修員の所属

1 研修期間は、原則として1年とする。

2 研修人員は、毎年おおむね3人以内とする。

3 研修員は、研修期間中交通部交通指導課に配置するものとする。

第7 研修員の指定及び解除

- 1 委員長は、研修員に交通事故事件特別研修員指定書（別記様式第3号）を交付して指定するものとする。
- 2 研修員は、研修の終了をもって指定を解除するものとする。

第8 指導者部会の設置

- 1 研修の方法、内容及び指導計画等に関する審議・研究等を行なうため、委員会の下に交通事故事件特別研修指導者部会（以下「指導者部会」という。）を置く。
- 2 指導者部会の構成は、次のとおりとする。
 - (1) 部会長 交通部交通指導課長
 - (2) 部会員 交通指導課交通事件捜査指導官
交通指導課事件捜査補佐
交通指導課指導取締補佐
交通指導課交通特捜補佐
その他部会長が必要と認める者
- 3 指導者部会は、次に掲げる事項について審議するものとする。
 - (1) 研修の具体的方法、内容等の指導計画に関すること。
 - (2) 研修状況及び研修結果の検討に関すること。
 - (3) その他部会長が必要と認める事項
- 4 指導者部会は、部会長が必要に応じて招集する。
- 5 部会長は、指導者部会における審議結果を委員長に報告するものとする。
- 6 指導者部会の庶務は、交通部交通指導課において行なうものとする。

第9 研修指導体制等

- 1 研修の効果的な実施を図るため、研修実施責任者、研修推進責任者及び実務指導担当者を置き、次に掲げる者をもって充てる。
 - (1) 研修実施責任者 交通指導課長
 - (2) 研修推進責任者 交通指導課交通事件捜査指導官及び交通指導課各補佐
 - (3) 実務指導担当者 委員会の指定した交通指導課に勤務する警部又は警部補の階級にある警察官（相当職の職員を含む。）並びに委員会が必要と認めて指定した者
- 2 研修実施責任者は、研修が効果的かつ総合的に行なわれるよう研修全般の総括に当たるものとする。

3 研修推進責任者は、研修に関する調整及び実務指導担当者による実務指導の総括に当たるものとする。

4 実務指導者は、研修員に対する実務指導に当たるものとする。

第10 その他

この要綱に定めるもののほか、研修の実施に関し必要な事項は委員長が別に定める。